

## 【消費生活の窓口から】

# 管理会社と関連があるかのように思わせる手口に気をつけて！

### ～引っ越し直後の訪問販売トラブルにご注意を!!～

「引っ越し直後に訪問してきた業者から、管理会社と関連があるかのような説明を受け契約したがウソだった」などといった引っ越し直後の消費者を狙った訪問販売に関するトラブルが全国的に寄せられています。新生活が始まることの多い3、4月は特に注意しましょう。

〈事例1〉引っ越し当日に業者が訪れ、管理会社と関連があるような説明を受け、換気扇フィルターを契約をした。約3

万円を現金で支払い、2年分の品物を受け取った。その後、不審に思い管理会社に確認したところ無関係である

ことがわかった。不要なのでクーリング・オフしたい。(20歳代 男性)

〈事例2〉新築マンションに引っ越した当日、管理会社からの紹介だという業者が訪問。

「管理会社の説明会に参加して

いない人に案内している」という業者の言葉を信じて水回りの防カビ工事等の契約をした。現金約6万円を支払

い、その翌日に工事等が行われた。後日、気になって管理会社に聞いたところ、説明会も事業者の紹介もしてい

ないと言われた。だまされたので解約したい。クーリング・オフできるか。(20歳代 女性)

### 【アドバイス】

◆突然訪問を受け、「管理会社から紹介された」「周りはみんな契約している」などと勧誘されても、

その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう。

◆訪問販売で契約した場合、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができます。工事が行われたとしても、

クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう求めることができます。

◆来月（2022年4月）から『18歳で大人』となります。大人になると一人で契約できる反面、

原則として一方的にやめることはできません。契約は慎重にしましょう。

◆不安に思った時、トラブルにあった時は、消費生活相談窓口が消費者ホットライン<sup>いやや</sup>188  
(局番なし)

に相談しましょう。

※詳しくは国民生活センターホームページ「[新生活が狙われる？引越直後の訪問販売トラブル－管理会社と関連があるかのように思わせる手口に気をつけて！－](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593